

令和2年5月22日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための佐賀大学の活動制限指針について

1 令和2年5月22日以降の本学活動制限指針について

政府の緊急事態宣言解除及び佐賀県の休業要請解除を踏まえ、令和2年5月22日より、本学の活動制限指針をレベル「3」を基本として、下記のとおり対応します。

なお、各活動の詳細については、HP、メール等で周知を行いますので、必ず確認してください。

2 各活動について

【研究活動】

進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみ立ち入りを許可します。立ち入る際は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。

【学内会議】

対面会議は必要最小限とし、可能なものはメール会議又はオンライン会議とします。

【授業（講義・演習・実習）】

対面による講義・演習・実習・実験の原則停止を維持し、遠隔授業を継続します。

ただし、卒業・修了年次の学生を対象とした科目等のうち対面授業の実施を許可された科目のみ、感染拡大防止策（研究指導を実施する場合は、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」も参照）を徹底した上で、6月1日（月）から実施します。

その他の学年を対象とした対面授業については、6月15日（月）を目処に開始を判断します。

【学生の課外活動】

引き続き各学生（団体としての）の活動（Webを活用した活動は除く）を禁止するとともに、課外活動施設をすべて閉鎖します。ただし、再開については今後、状況等を見て判断します。

【学生の入構】

本庄・有田キャンパスにおいては、実施が許可された対面授業への出席を除き、入構を禁止します。

ただし以下の①から③に該当する学生は入構できません。

この場合、出席停止扱い（遠隔授業の受講は可）となりますが、学生の不利益にならないように配慮します。

① 体調不良者

かぜ症状（せき・たん・のどの痛み・だるさ）、発熱（目安として 37.5℃以上）、味覚・嗅覚異常がある場合

② 緊急事態宣言が解除されていない地域から帰着後 2 週間が経過していない者

③ 海外から入国して 2 週間が経過していない者

【教職員】

妊娠中の方は、引き続き、在宅勤務を実施します。また、それ以外の教職員についても、可能な範囲での在宅勤務及び公共交通機関利用者の時差出勤を実施します。

3 その他

- ・上記の活動にあたっては、3密回避（換気の徹底、密集・密接を避ける）、こまめな手洗い、咳エチケット等、感染予防に努めてください。
- ・通勤、通学の移動にかかる時間は可能な限り最短としてください。
- ・この指針は、感染の状況により見直します。

佐賀大学の学生・教職員としての良識ある行動が、皆さんや、皆さんの大切な方の命、健康を守ることにつながります。今後も慎重な行動を取るよう、引き続きよろしくお願いいたします。

以 上